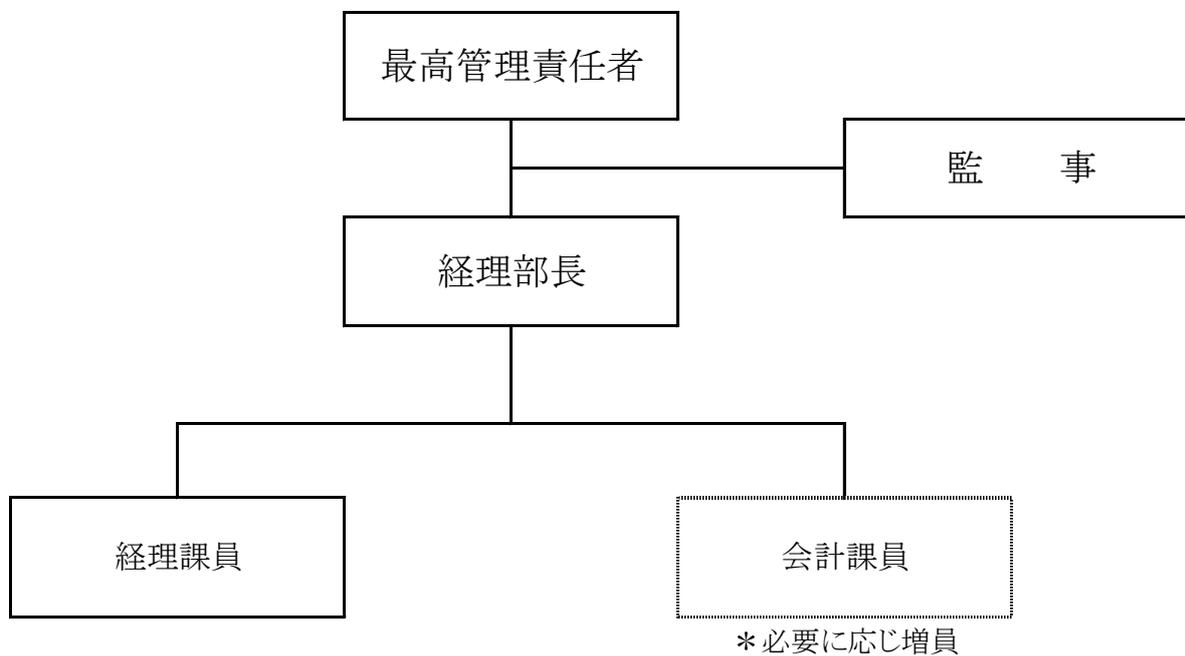


内部監査組織図



任 務

- 1 収支決算簿の確認
- 2 購入物品の使用状況及び棚卸検査
- 3 関係書類(見積書・請求書・納品書等)の確認・残高照合
- 4 備品等の寄付行為実施の確認

不正に係る処分内容

- 1 不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について（競争的資金の適正な執行に関する指針より）

【不正使用の内容に応じて、応募資格を制限する期間】

応募制限の対象者	不正使用の程度	交付しない期間	
不正使用を行った研究者と共謀者	個人の利益を得るための私的流用の場合	10年	
	「個人の利益を得るための私的流用」以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外の場合	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
不正受給を行った研究者と共謀者		5年	
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）		

- 2 不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等について（競争的資金の適正な執行に関する指針より）

【不正行為認定者を交付対象から除外する期間】

不正行為の関与に係る分類		学術的・社会的影響度、行為の悪質度	除外期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者（上記「1」を除く）	当該論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該論文等の責任著者以外の者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3 不正行為があった研究に係る論文等の著者ではない者（上記「1」を除く）		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任著者（監修責任者、代表執筆者またはこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		学術の進展への影響や社会的影響が大きい、若しくは行為の悪質度が高いもの	2～3年	
		学術の進展への影響や社会的影響、若しくは行為の悪質性が小さいもの	1～2年	

- 3 懲戒処分

【本学の基準】

不正事案の態様	処分の基準
預け金	減給～譴責
預け金、品名替え、私的流用	懲戒解雇～出勤停止
カラ謝金	出勤停止
不正受給	出勤停止
捏造、改ざん	懲戒解雇～出勤停止
盗用	懲戒解雇

※ 細部の懲戒処分については、懲戒委員会で諮り、理事長により厳正な処分を行う。

誓約書

第一薬科大学長 殿

科学研究費助成事業等の研究費に関連する事務処理等を行うにあたり、以下の誓約事項を遵守することを誓約いたします。規則等に違反して不正を行った場合は、第一薬科大学や研究費配分機関による処分及び法的な責任を負うことを承知しております。

【誓約事項】

- 1 第一薬科大学の関連規則等の内容を理解し、これを遵守すること。
- 2 当該研究費の使用規則等を遵守すること。
- 3 如何なる場合においても不正行為を行わない、または関与しないこと。

年 月 日

(所属)

(氏名)

(自 署)

⑩

誓約書

第一薬科大学長 殿

第一薬科大学の規程に基づき、以下の誓約事項を遵守することを誓約いたします。規則等に違反して不正を行った場合は、取引の停止を含む如何なる処分を講じられても異議はありません。

【誓約事項】

- 1 第一薬科大学の関連規則等の内容を理解し、これを遵守すること。
- 2 内部監査及びその他の調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に可能な限り協力すること。
- 3 如何なる場合においても不正行為に関与しないこと。
- 4 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

年 月 日

(住所)

(電話番号)

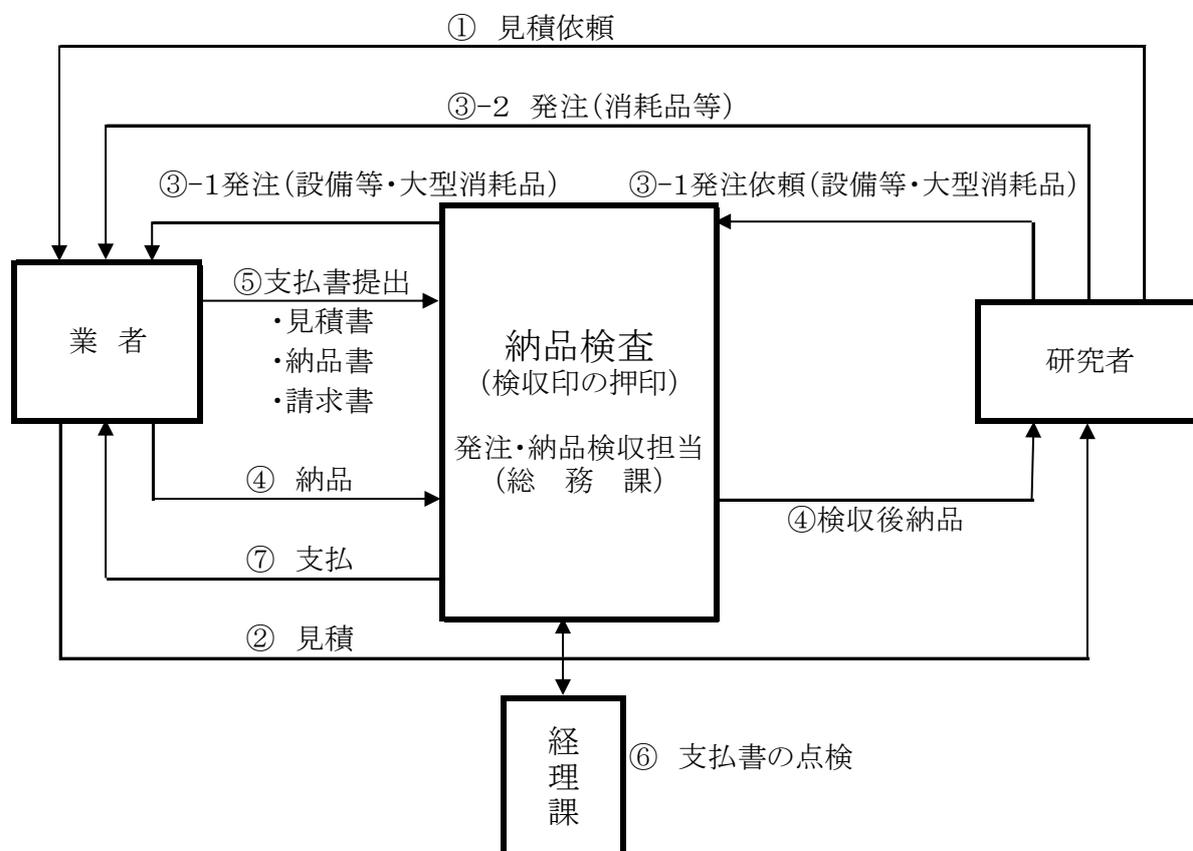
(会社名)

(代表者名)

⑩

執行手続

物品購入等に関する手続



- 1 納品検収担当者の納品検査及び経理課出納係の支払い点検結果承認を経て、請求書に基づき支払うものとする。この際、銀行振込を原則とする。
- 2 海外及び緊急を要する等のため、銀行振込ができない場合などやむを得ず立替払いをする必要が生じた場合は相談窓口に出る。
- 3 納品検収は、物品等の「納品書」に基づく納品内容の検査後、検査官の押印を行い、総務課会計係に提出する。